

遠隔地の得意先等に通勤する場合の通勤時間に関する取扱い内規（注1）

第1条（目的）

この内規は、得意先等で美容カウンセリング活動または営業活動（棚卸等含む）に従事するため、自宅と得意先等の間で、直行または直帰の通勤に要した時間のうち一定時間を超えた時間を労働時間に算入（加減）することを定めるものです。（注2）

- ①公共交通機関もしくは車（社有車・私有車）を使用した直行直帰の通勤が一定時間を超えた場合
- ②自宅から一旦会社に出社した後、得意先から直帰する場合、および得意先に直行し、会社に一旦帰社して帰宅する場合

第2条（対象者）

自宅から150km以内の得意先等への通勤または得意先等から自宅への通勤について、公共交通機関を使用した通勤時間または車（社有車・私有車）を使用した通勤時間が通常片道1時間30分以上（概ね片道50kmを判断基準）であるSJ社員を対象とします。なお、得意先等までの徒歩時間も通勤時間に含むこととします。（注3）（注4）

第3条（通勤時間算出の起点）

公共交通機関利用者は自宅の公共交通機関の最寄駅（バス停含む）を、車（社有車・私有車）使用者は駐車場を通勤時間算出の出発・帰着の起点とします。

第4条（労働時間の算定）（注5）

直行または直帰の片道通勤時間が1時間30分を超過した時間を、当日の労働時間に算入（加減）します。なお、その結果、所定労働時期間を超過した場合は、その超過時間を時間外勤務の対象とします。

第5条（適用関係）

本規程の適用を受ける場合は、出張時の日当は支給しない。

第6条（その他）

この内規に定めのない事項については、必要に応じその都度、所属長が判断し、事業所責任者が決定します。

第7条（実施時期）

この内規は2000年4月1日より実施します。

（注1）自家用車使用に際しては、「パーソナルビューティーパートナーが自家用車を使用して得意先等へ移動する場合の取扱い内規」に準じます。

（注2）得意先等とは、店舗、系列本部、学校・病院・介護施設など、名称の如何を問わず、業務上、美容カウンセリング活動または営業活動を行う相手先を指します。

（注3）

150km超の得意先等に通勤する場合は、出張旅費規程を適用します。

(注 4)

美容職が店頭活動のために片道 1 時間 30 分を超える得意先等へ通勤する場合、原則として、片道の通勤時間が 1 時間 30 分を超過した時間を店頭時間短縮に充当することとします。但し、本人同意がある場合は、本規程第 4 条（超過時間の時間外勤務算入）および(注 3)150km 超の出張扱いを適用することができます。

(注 5)

- ① 本内規の適用は、電車事故や乗り遅れ、または道路渋滞などの原因で、片道 1 時間 半を超えた場合には適用しません。
- ② 得意先等が片道 1 時間半の距離にあるかどうかの判断は、原則 yahoo ルートを利用し、予め上司と確認のうえ事前に決定しておくものとします。
- ③ yahoo ルートに表示された電車の乗り換えに伴う歩行時間や待ち時間も通勤時間に含みます。

以 上

付 則

2003 年 11 月 1 日 一部改訂	第 4 条（労働時間の算定）、(注 1)
2016 年 7 月 1 日 一部改訂	第 2 条（対象者）
2018 年 4 月 1 日 一部改訂	内規名 第 1 条（目的） 第 2 条（対象者） 第 5 条（適用関係） (以下条文を 1 つ繰り下げ)
2019 年 10 月 1 日 一部改訂	タイトル 第 1 条（目的） 第 2 条（対象者） 第 3 条（通勤時間算出の基点） 第 4 条（労働時間の算定） (注 1) (注 2) (注 3)
2022 年 10 月 1 日 一部改訂	ビューティーコンサルタントの呼称変更に伴う改訂
2023 年 4 月 1 日 一部改訂	第 3 条(通勤時間算出の起点) 自宅→駐車場 第 4 条（労働時間の算定） 往復 3 時間→片道 1 時間 30 分
2025 年 1 月 1 日 一部改訂	(注 4)美容職特別対応の追記、(注 5)の表現変更